

「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」を受給しているみなさまへ

8月は「現況届」「所得状況届」の提出月です!(郵送可)

「児童扶養手当」、「特別児童扶養手当」を受けている方は、所得と児童の養育状況を確認するため、届け出が必要です。

**受付期間** ●児童扶養手当(現況届) 8月1日(木)～8月23日(金) ※期間中の土日・祝日は除く  
●特別児童扶養手当(所得状況届) 8月15日(木)～8月30日(金) ※期間中の土日・祝日は除く

**受付時間** 9時～17時 (12時～13時を除く)

**受付場所** 八重瀬町役場 第3会議室 (2F 農林水産課横)

**郵送の場合** 〒901-0492 八重瀬町字東風平1188番地  
八重瀬町役場 児童家庭課 児童扶養手当担当(特別児童扶養手当)

《 お問い合わせ | 児童家庭課 | 098-998-7163 》

令和7年度 認定こども園・認可保育園

「特別支援保育」「医療的ケア児保育支援」の利用申請

◆特別支援保育とは?

障がい又は発達の緩やかさにより、集団生活の中で配慮が必要なお子さんに対して加配保育士等をつけて対応し、発達や特性に合わせながら保育を行います。

◆対象児童

- ・医師による診断や意見書がある児童
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童
- ・身体障害者手帳、又は療育手帳の交付を受けている児童
- ・心身発達に心配がある児童

◆医療的ケア児保育支援とは?

人工呼吸の装着など日常生活を営むために医療的ケアを必要とする児童に対して看護師等を配置し、保育を行います。

◆対象児童

- ・日常生活を営むために医療的ケアが必要な児童のうち、主治医による集団保育が可能と判断されている児童



※「特別支援保育」については、令和6年度に利用している方も新たに申請が必要です。

※認定こども園、認可保育園に在園している児童については、各園で相談及び書類配布をしています。

※申請後、審査委員会または検討協議会に図った上で施設と調整を行うため、ご希望に添えないことがあります。

**受付期間** 受付期間は厳守してください

**8月1日(木)～30日(金)**

※平日8:30～17:15まで(12:00～13:00を除く)

●詳しい内容やご相談、書類配布は児童家庭課にお問い合わせください。

《 お問い合わせ | 児童家庭課(児童福祉班) | 098-998-7163 》

広告欄

自宅を「売ってもそのまま住める」資産活用法です。

てるまさリースバック  
**売っても住む-ず**

軍用地等の不動産も  
直接買い取ります!

8  
つの特  
徴

- |                          |                        |                      |                     |
|--------------------------|------------------------|----------------------|---------------------|
| その①<br>お支払いは最短5営業日です     | その②<br>売却後もそのまま住めます    | その③<br>買戻し(再購入)も可能です | その④<br>資金の使いみちは自由です |
| その⑤<br>住宅ローンが残っていても大丈夫です | その⑥<br>年齢や同居人の制約はありません | その⑦<br>固定資産税などが不要です  | その⑧<br>相続対策になります    |

査定無料!お問い合わせはこちら >>> **てるまさリース TEL.098-943-4355** コスモホラは

那覇市泉崎1丁目12番15号 平日9:00～17:00(土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み)



台風時のごみ回収について

- \*午前8時時点で警報が発令中の場合...  
→その日のごみ収集は中止します。次回のごみ回収日に出してください。
- \*ごみ収集中に警報が発令された場合...  
→警報が発令された時点で収集を中止します。  
出したごみが収集されていない場合は、次回のごみ回収日に出してください。  
例(火曜日なら金曜日、水曜日なら土曜日) ※可燃ごみの場合



台風等の強風による飛来物について

強風などにより飛んできた飛来物については、飛来物があった場所の管理者が対応することになります。

近隣の方などに迷惑をかけないためにも、外にあるものは「家の中に保管する」「ロープで縛る」などの対応を行うようにしてください。

《 お問い合わせ | 住民環境課(環境班) | 098-998-8203 》

日本年金機構よりお知らせ

「わたしと年金」エッセイの募集

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」として位置付け、公的年金制度の周知、啓発活動を展開しています。

この「ねんきん月間」における取組の一環として、公的年金との関わりを描いたエッセイ「わたしと年金」を募集します。

**応募締切** 令和6年9月9日(月)消印有効 **応募資格** 中学生以上

**応募要領** ・公的年金制度をテーマにしたエッセイ ・日本語1,000～2,000文字程度など

**提出先** 日本年金機構 相談・サービス推進部 情報提供推進グループ わたしと年金 担当  
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

**お問い合わせ先** 日本年金機構 相談・サービス推進部  
情報提供推進グループ わたしと年金 担当 TEL:03-5344-1100(代表) または  
那覇年金事務所 総務調整課 TEL:098-855-1111(音声案内5番)  
※複数の作品をまとめて応募される等、学校単位で応募される際は、那覇年金事務所を通じて応募することも可能です。



◀日本年金機構ホームページ

わたしと年金エッセイ

検索

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

広告欄

広告募集 お店のPRや求人募集などにご活用ください



広報やえせ

月額 7,000円～17,000円

町ホームページ

月額 5,000円



詳しくはこちら▲

【お問合せ】 総務課 TEL:098-998-2200